

社会福祉法人奈義町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規約

(目 的)

第1条 本規約は、奈義町社会福祉協議会の理事・監事（以下「役員」という。）と、評議員及び委員に支給する報酬及び費用弁償等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 役員等に支給する報酬及び費用弁償の額は別表のとおりとし、評議員会において決定する。

(報酬及び費用弁償等の支給基準)

第3条 報酬及び費用弁償等の支給基準は次のとおりとする。

(1) 理事会、評議員会、委員会

(2) 報酬及び費用弁償で年額の場合は、就任の日の属する月から退職の日の属する月までの月割計算により支給する。

2 役員等が出張する場合は、奈義町職員の旅費に関する条例（昭和30年4月13日条例第15号）を準用する。

（別表の区分中、行政職5級以上の職にある者に準ずる。）

附 則

この規約は、平成元年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月18日規約1号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分	金 額	備 考
理 事 (会 長)	月 額 100,000円	
役 員 (理事・監事)	日 額 5,000円	
評 議 員	日 額 5,000円	
委 員 長	日 額 3,300円	
委 員	日 額 3,000円	
費用弁償	日 額 3,000円	理事会、評議員会は除く。